

様式第37号の2（第18条関係）

修 繕 請 書

1 修繕件名

2 履行場所

3 履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 請負代金 金 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円

5 契約保証金 免 除

6 その他特定条件

上記の修繕請負について、**吉川市契約規則及び**次の条項を遵守の上、お請けします。

第1条 修繕は、吉川市備付けの図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）により施工するものとする。

第2条 設計図書に明示されていないもの又は設計図書で符合しないものがあるときは、担当職員の指示に従うものとする。

第3条 修繕が完了したときは、その旨を通知するものとする。

2 検査は、前項の通知をした日から10日以内に受け、当該検査に合格したときは、成果物の引渡しをするものとする。

第4条 請負代金は、前条の検査に合格した後適法な請求書を受領された日から**30**日以内に支払を受けるものとする。

2 請負代金が前項の支払期日までに支払われない場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第246号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を受けるものとする。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第5条 履行期間内に修繕を完了することのできない場合は、履行期限

の翌日から完了の日までの日数に応じ、請負代金から可分の出来形部分等の対する請負代金を控除した額につき、基準率を乗じて計算した額の違約金を支払うものとする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第6条 次の各号いずれかに該当するときは、契約を解除されても差し支えない。

- (1) 正当な理由がなく履行期間の始期を過ぎても着工しないとき。
- (2) 履行期間内又は期限後相当の期間内においても当該修繕を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 関係法令の規定に違反したとき。

第7条 前各条に定めるもののほか定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めるものとする。

年 月 日

受注者 住所
氏名

⑩

(宛先) 吉川市長